

令和6年度 第12回県政参画電子アンケート
「第3期鳥取県国民健康保険運営方針(案)」に関するアンケート
結果概要

1 調査概要

- テーマ 「第3期鳥取県国民健康保険運営方針(案)」に関するアンケート
- 実施期間 令和7年2月21日～令和7年3月3日
- 対象 県政参画電子アンケート会員 754名
- 回答数 423名(回答率 56.10%)

2 目的・概要

国内に住所がある方であれば原則として年齢や国籍に関係なく、必ずいずれかの医療保険制度に加入する必要があります。国民健康保険(以下「国保」という。)の加入者は、主に個人事業主、無職の方など、被用者保険などの医療保険制度に属さない全ての方であり、本県では県民の約20%(うち、65歳以上の方が5割超)の方が加入し、各市町村が加入者の保険料の額を賦課(課税)・徴収し、医療費などの支払いに充てています。

国保は、国民皆保険制度(※1)の基盤となる大切な仕組みではありますが、構造的な課題解消のため、国民健康保険法の改正により、平成30年4月から都道府県も市町村とともに国民健康保険事業を運営しており、このたび、市町村や鳥取県国民健康保険運営協議会の意見を伺いながら第3期国保運営方針(案)を作成しました。

については、第3期国保運営方針策定の参考とするため、会員の皆さまのご意見をお伺いしました。ご協力ありがとうございました。

※1 国民皆保険制度の特徴

- 国民全員を公的医療保険で保障
- 医療機関を自由に選ぶことができる
- 安い医療費で高度な医療が受けられる
- 社会保険方式を基本としつつ、皆保険を維持するため公費を投入

※2 国民健康保険運営方針とは

国民健康保険法第82条の2の規定に基づき、県と市町村が国民健康保険事業を運営していくための指針で県が策定するものとされています。

■国保制度の現状について■

【問1】あなたは現在、次の医療保険のいずれに加入していますか。1つだけお選びください。

※1「市町村国保」:以下※2～※6の医療保険に加入していない方の医療保険です。

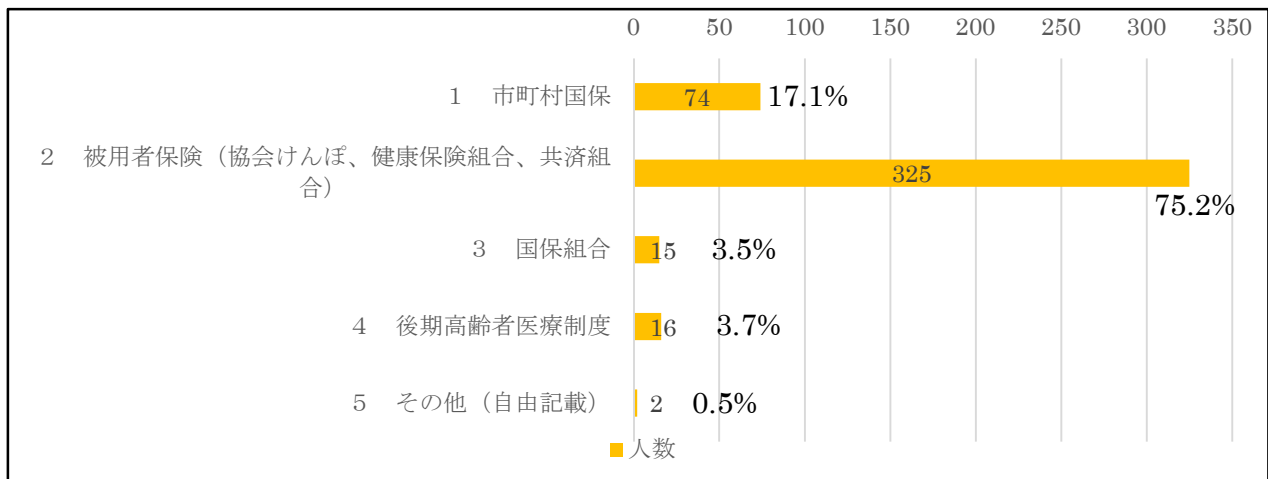
※2「協会けんぽ」:主として中小企業の従業員の方の医療保険で、全国健康保険協会が運営しています。

※3「健康保険組合」:主として大企業の従業員の方の医療保険です。

※4「共済組合」:主として公務員の方の医療保険です。

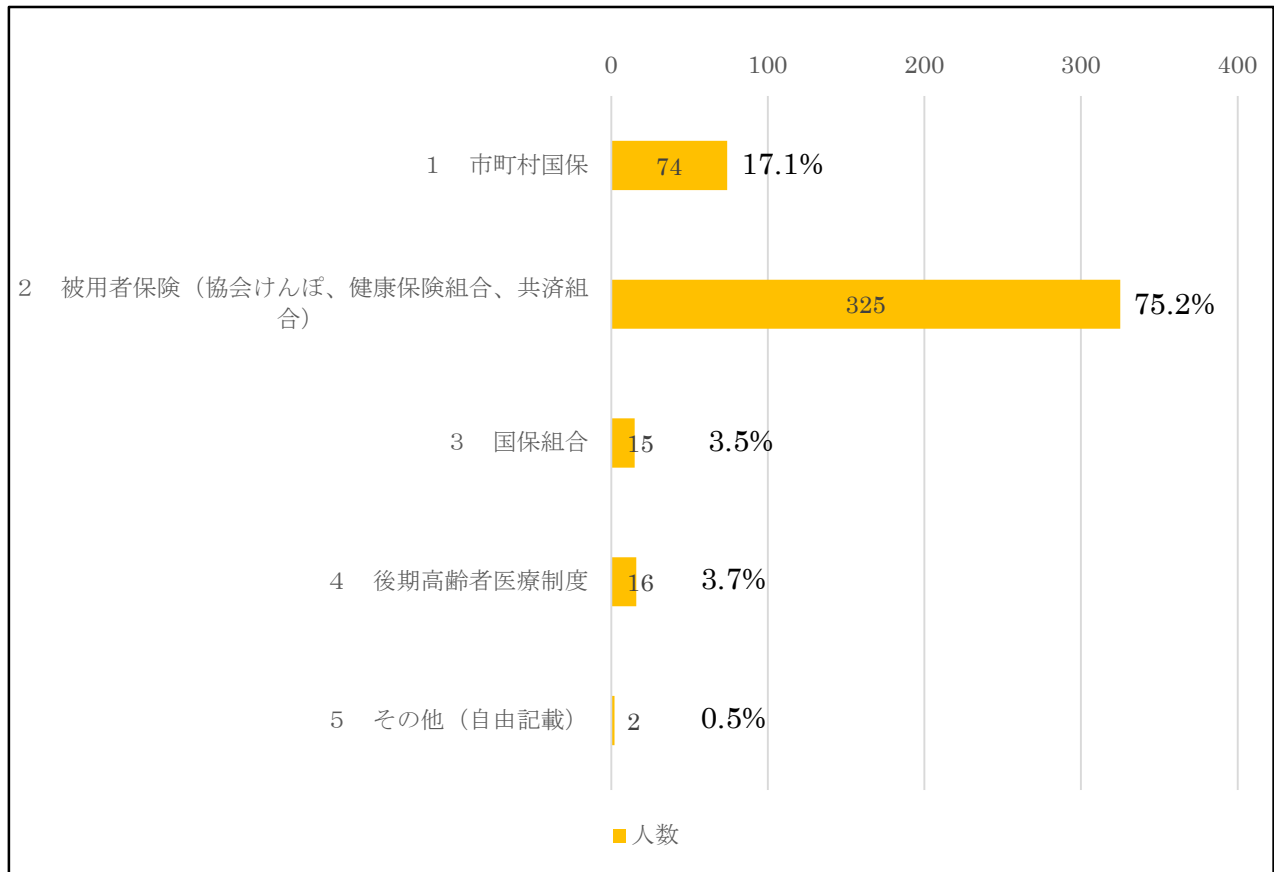
※5「国保組合」:主として特定の業種の個人事業を営んでいる方の医療保険です。

※6「後期高齢者医療制度」:75歳以上の方と一定の障がいのある65歳から74歳までの方の医療保険で後期高齢者医療広域連合が運営しています。



【問2】 あなたの年齢区分は次のいずれになりますか。1つだけお選びください。

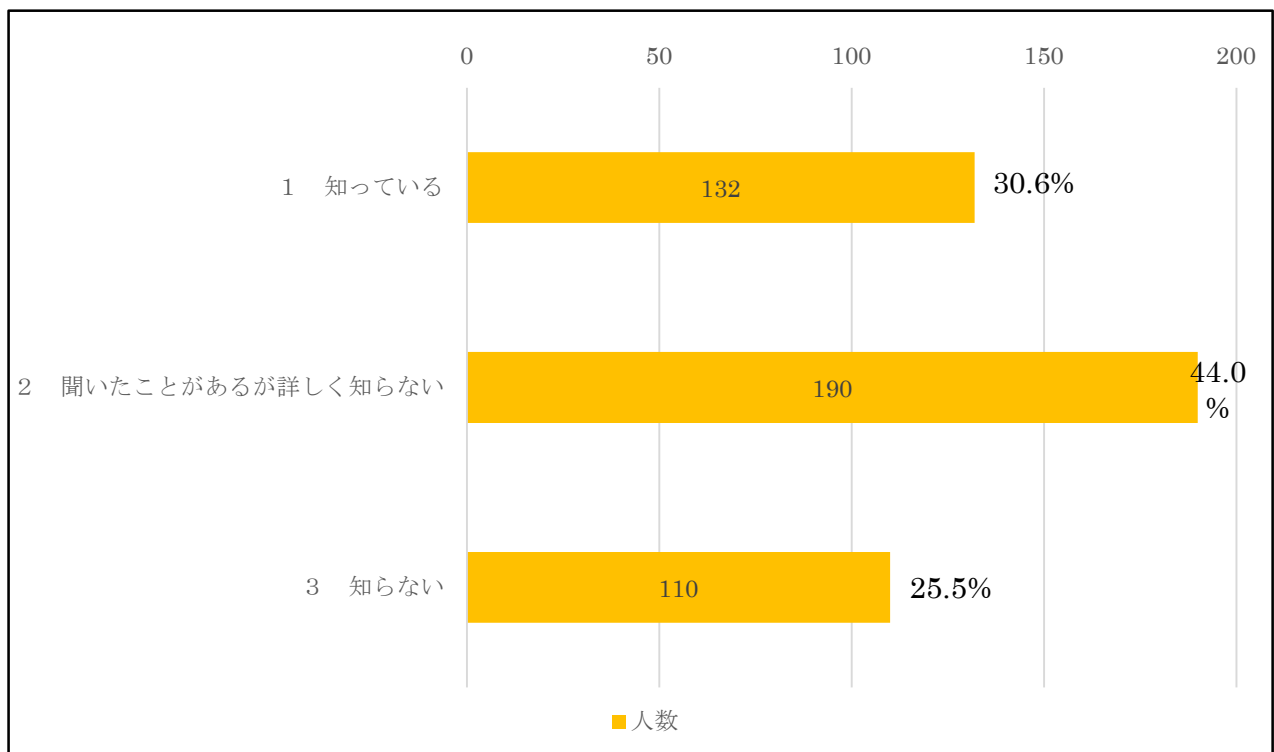
※40歳以上75歳未満の方は、生活習慣病の早期発見と早期治療及び健康寿命の延伸のため、加入されている医療保険を運営する保険者が行う「特定健康診査」を受診できます。



【問3】 あなたは、国保制度には、以下のような「制度が抱える主な課題」があることについて知っていますか。1つだけお選びください。

【制度が抱える現在の主な課題】

- ・加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い。
- ・加入者の所得水準が低く、保険料の収納率が低い。
- ・財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が存在し、医療水準などで市町村間の格差がある



■第3期運営方針(案)について■

第3期運営方針(案)のポイントは以下のとおりです。【第3期の運営方針(案)の概要】

■概要

＝対象期間＝

対象期間は5年間（令和7年4月～令和12年3月）

＝基本的な考え方＝

（策定の目的など）

- ・国民健康保険は、年齢構成が高いことから医療費が高く、加入者の所得水準が低いなど、様々な構造的課題があり、厳しい財政運営を強いられています。
- ・これらの課題を解消するため、県と市町村が一体となって国保を運営するに当たっての統一の方針を定め、この方針をもとに、県内の国保財政が持続的かつ安定的に運営されるよう取り組みます。

＝国保運営方針のポイント＝

- ・高額医療費の発生による保険料（税）への影響を緩やかにし国保財政の安定化を図るため、市町村が県に納める納付金（保険料（税）等が原資）の算定方法等を変更し、医療費を県全体で支え合う仕組みとする。
- ・本県が抱えている健康課題について、県国保運営方針・市町村データヘルス計画共通の評価指標を定め、県・市町村が一体となって取組を実施する。

＝国保運営方針（案）の概要＝ 〈第1章～第10章で構成〉

（以下、主なもの）

○国保の医療に要する費用及び財政の見通し

- ・本県の国保医療費等の推移や市町村国保の財政状況等についてのデータを掲載し、また、令和7年度から令和11年度までの国保財政運営の考え方等を記載しています。

○納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法及びその水準の統一

- ・国保財政の安定化を図るため、令和7年度から段階的に納付金の算定方法を変更することやその変更内容等を記載しています。

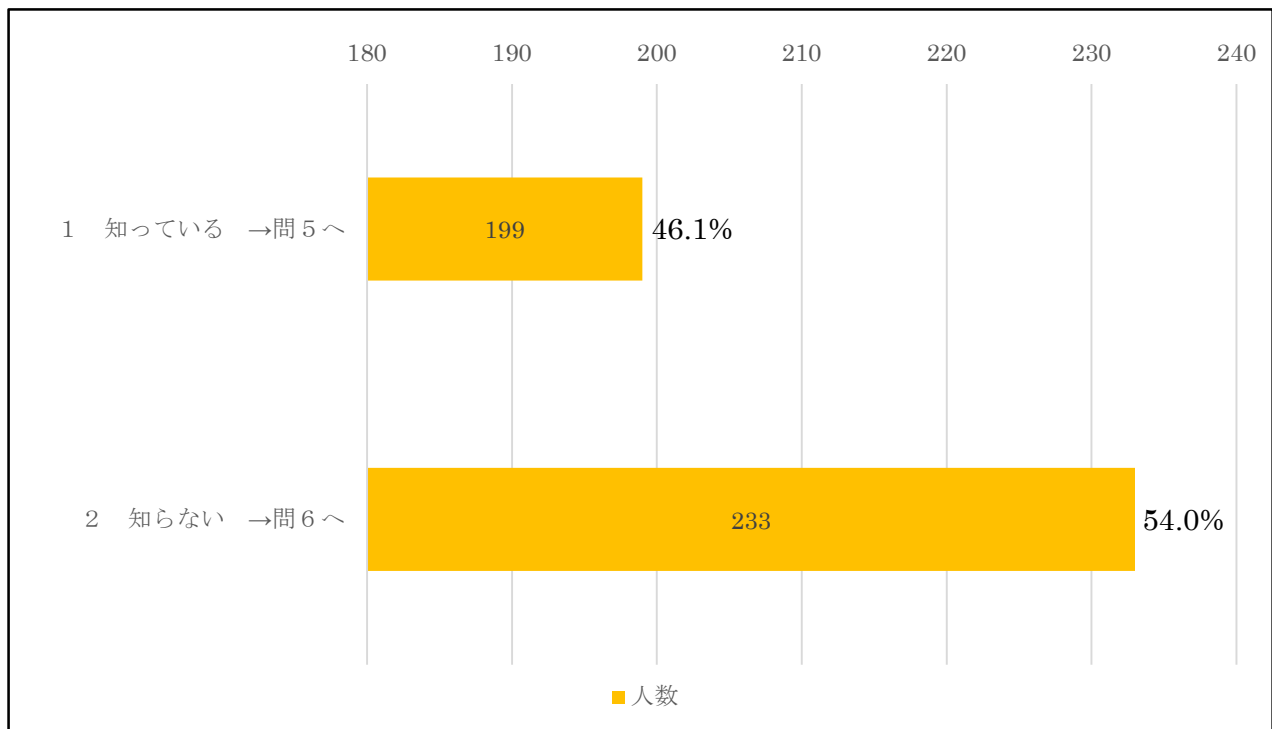
○保険料(税)の徴収の適正な実施

- ・各市町村の保険料(税) 収納率の目標や収納率の向上のための取組等を記載しています。

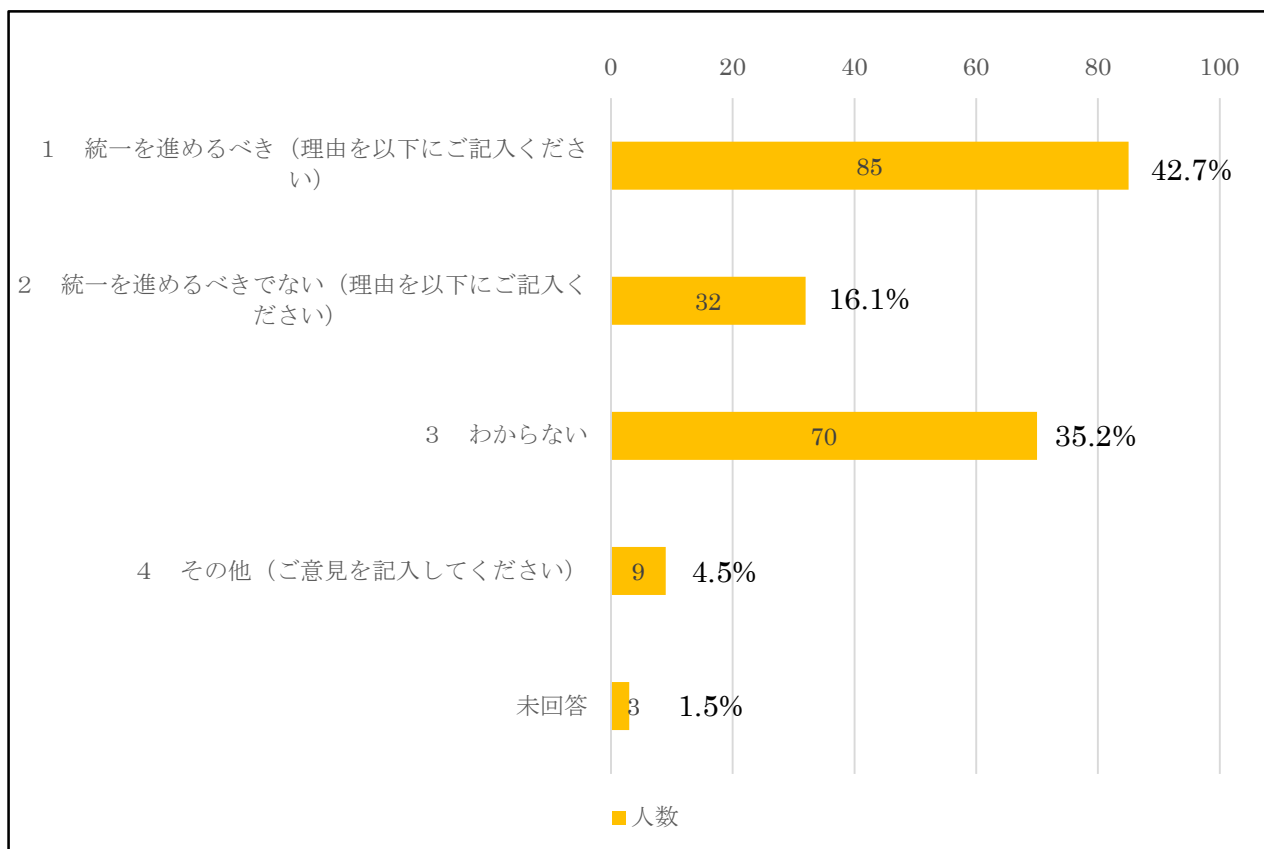
○医療費適正化の取組

- ・市町村の健康づくりへの取組評価・促進策の検討やデータヘルスの推進など取組の方向性を示した上で、「健康の保持増進の推進」と「適切な医療の効率的な提供の推進」のための県・市町村の取組を規定します。

【問4】 あなたは、お住まいの市町村によって国保の保険料(税)の率が異なっていることを知っていますか。1つだけお選びください。

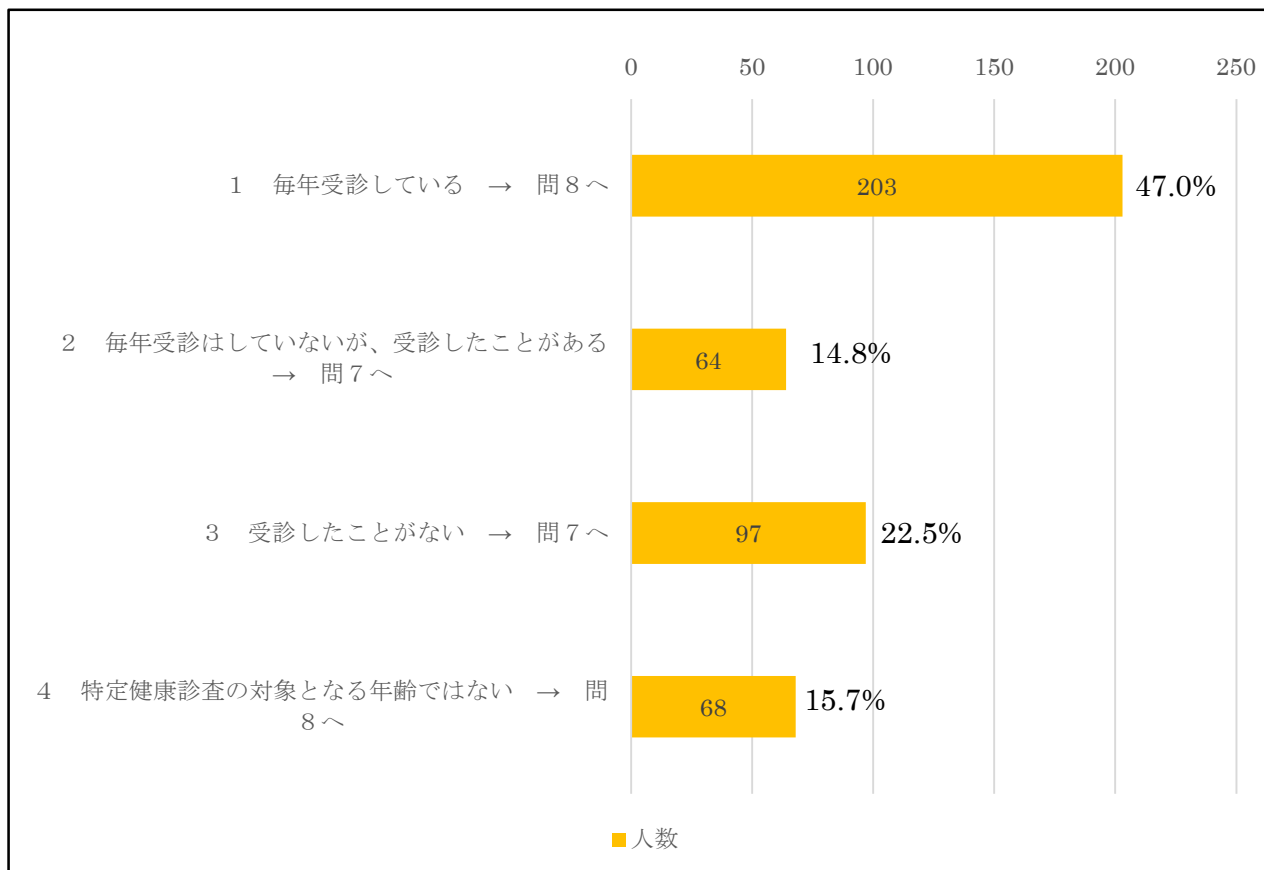


【問5】 問4で「1 知っている」を選択された方へ伺います。あなたは県内で国保の保険料(税)の率を統一することについて、どう思われますか。1 つだけお選びください。

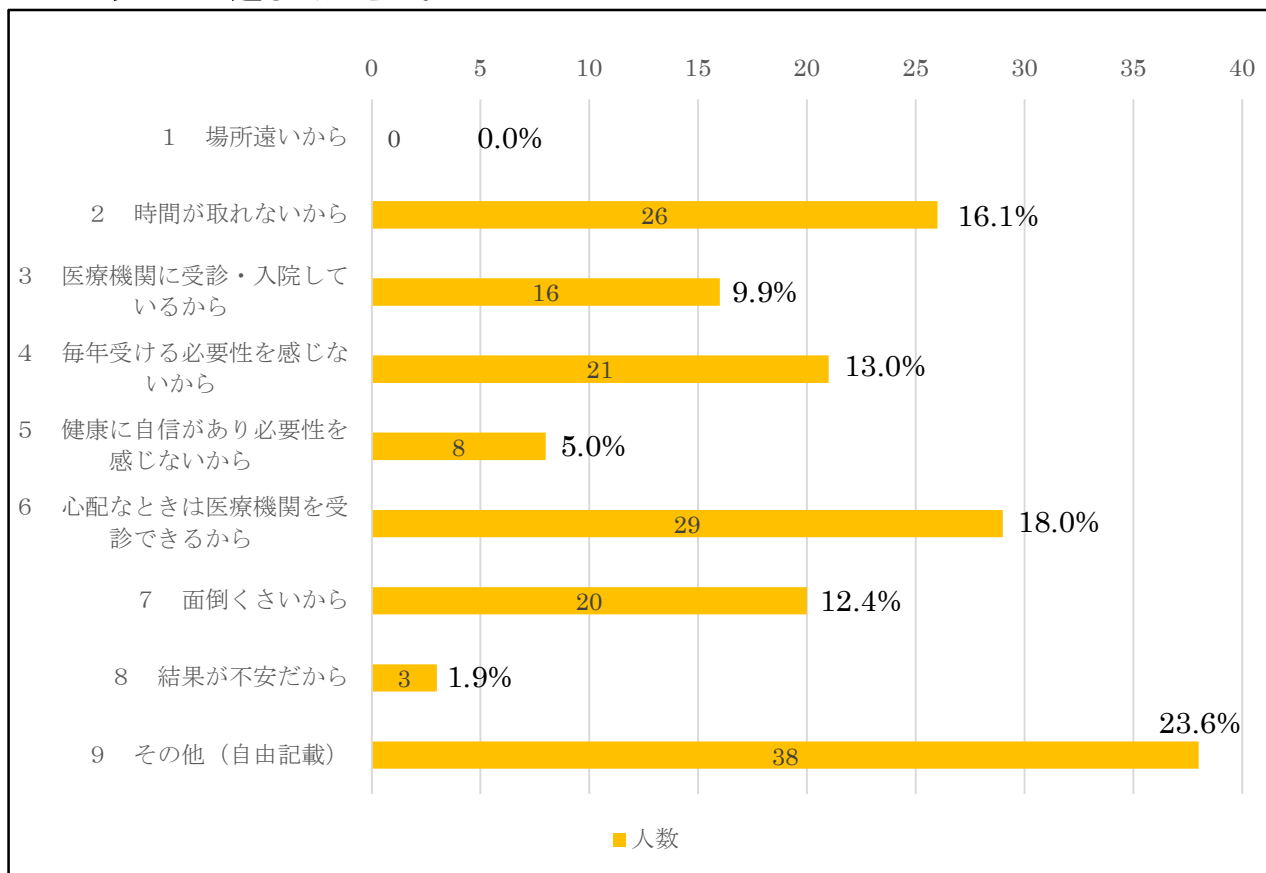


【問6】 あなたは、毎年、特定健康診査を受診していますか。1 つだけお選びください。

※特定健康診査…40歳～74歳の方を対象としたメタボリックシンドロームに着目した健診



【問7】 問6で「2 毎年受診はしていないが、受診したことがある」または「3 受診したことがない」を回答した方のみお答えください。あなたが、特定健康診査を受診しない理由で、当てはまるものをすべてお選びください。



【問8】 第3期鳥取県国民健康保険運営方針(案)へのご意見やお考えがあればご自由にご記入ください。(参照:<http://www.pref.tottori.lg.jp/316329.html>)

※自由記載のため省略